

## 関係者の皆様へご報告

遺憾ながら私ども二人が神社本庁を提訴してより四年が過ぎましたが、地裁及び高裁で全面勝訴を勝ち取ることができました。当然の判決ですが、ここまで裁判を継続できたのは、本裁判が神社本庁正常化への大きな一歩となることを確信していたからです。皆様のご支援に対し心から感謝を申し上げます。

ご承知の通り本年九月、控訴棄却の判決を受けた神社本庁が上告したため、裁判は今も継続中ですが、最高裁の判断を間近に控え、これまでの経緯などについて原告から直接ご報告することと致しました。お聞き届け戴きたく存じます。

### ○地裁における和解協議について

裁判中に和解の可能性について、多くの関係者より質問を戴いていましたが、一審では三年半に及ぶ審理期間中、裁判長の仲裁により、平成三十一年三月から令和二年八月までの間、証人尋問の期間を挟んで和解協議の場が六回ほどありました。

裁判長は当初、原告稲に対して退職による和解を強く勧めました。その理由は、復職しても現在の神社本庁では飼いや殺しにされる恐れがある、ならば一審で勝訴的な退職和解に同意し、神社本庁の体制が代わるのを待った方が良いとの説得でした。それでも原告稲は、あくまでも復職を求めていたところ、昨年の証人尋問後に、復職を前提とした和解の可否や条件を双方で検討することとなりました。そこで原告側は譲歩の余地を示しつつ、百合丘職舎売却の再検証を含む和解条項案を示しました。しかし、残念ながら本庁側は、たとえ敗訴したとしても、このような考えを持つ職員の復職はあり得ない、証人尋問前よりもさらに頑なな姿勢を示してきたため和解協議は決裂しました。そして、本年三月に原告全面勝訴の一審判決が示されたのです。

### ○控訴審について

その後、神社本庁の控訴を受けて、本年六月に口頭弁論が行われました。神社本庁側は新たに証人申請をしました（岡本財政課長・ディンブル社石津取締役の二名）が、裁判所は必要性を認めず、また和解の仲裁もなく裁判は直ちに結審しました。そして九月十六日の判決期日では、裁判長が法廷において神社本庁の控訴理由をことごとく斥ける判決要旨を読み上げて控訴を棄却し、控訴審は半年もかからず終了しました。完全復帰に向けて、安堵とともに気が引き締まる思いでした。

### ○神社本庁の上告について

上告後に神社本庁は、総長名の通知文や顧問弁護士の報告書で、上告の理由を神社庁や評議員に示しています。その内容をみて大変驚きました。詳細な証拠調べを含む四年間の裁判で示された判決文から、結論以外の一部分を切り取って拡大解釈し、あるいは、神社本庁憲章が神職に求める「社会の师表」からは程遠い組織運営をしながら、「神社界の秩序」を前面に出して上告を正当化しようとしていることに憤りを覚えるとともに、神社界の将来を深く憂慮するものです。最高裁が正当な判断を示すでしょうが、一日も早い神社本庁業務の正常化が求められます。稲、瀬尾二人は、皆様と共に、その為に努力できる日の来ることを心から信じております。

### ○未払給与の振り込みについて

神社本庁の上告後、原告側が処分の撤回と併せて請求していた未払給与が代理人弁護士の預かり口座に振り込まれました。理由はともあれ、上告しながら未払給与を振り込んだ本庁側の対応に一貫性はなく、上告は単なる時間稼ぎのためとしか思えません。振り込まれた金額は源泉税や法定福利費なども未処理であり、私どもは判決確定の日まで未払給与を受け取るつもりはありません。その旨は代理人弁護士を通じて神社本庁に伝えてあることを報告します。

令和三年十一月三十日

稲 貴夫  
瀬尾 芳也

### 追記

百合丘職舎売却や懲戒処分に至る経緯は、本裁判を通じて明らかにされています。判決文の必要な方は、自浄の会事務局までお申し出ください。入手できます。